

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和6年8月27日
事業者の氏名又は名称	鴨田タクシー株式会社(法人番号7470001010234)(代表者 鴨田嘉史)
事業者の所在地	香川県三豊市高瀬町新名724番地1号
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県三豊市高瀬町新名724番地1号
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告
主な違反の条項	道路運送法第23条第3項、第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和6年5月17日、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、12件の違反が確認された。</p> <p>(1)運行管理者の解任の届け出をしていなかったこと(道路運送法第23条第3項) (2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項) (3)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(運輸規則第21条第1項) (4)乗務員等の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(運輸規則第21条第5項) (5)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項) (6)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第3項、第4項) (7)乗務員等台帳の作成が確実になされていなかったこと(運輸規則第37条第1項) (8)乗務員等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項) (9)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項) (10)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録に記載すべき事項が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項) (11)新たに雇い入れした運転者および高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(運輸規則第38条第2項) (12)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	6点
違反点数(事業者)	6点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和6年8月27日
事業者の氏名又は名称	市民交通株式会社(法人番号2500001002109)(代表者 和泉篤)
事業者の所在地	愛媛県松山市空港通7丁目16-40
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県松山市空港通7丁目16-40
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)、文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項、道路運送法第94条第1項
違反行為の概要	<p>令和6年4月16日及び同年6月3日、苦情を端緒として監査を実施したところ、11件の違反が確認された。</p> <p>(1)苦情の処理記録が確実になされていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第3条第2項)</p> <p>(2)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第3項、第4項)</p> <p>(3)乗務員等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項)</p> <p>(4)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)</p> <p>(5)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録に記載すべき事項が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)</p> <p>(6)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(運輸規則第38条第2項)</p> <p>(7)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項)</p> <p>(8)事業用自動車の定期点検整備等を実施していなかったこと(運輸規則第45条)</p> <p>(9)事業用自動車の定期点検整備の記録の保存が確実になされていなかったこと(運輸規則第45条)</p> <p>(10)整備管理者の変更の届出をしていなかったこと(運輸規則第45条)</p> <p>(11)事業報告書及び輸送実績報告書の提出をしていなかったこと(道路運送法第94条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	2点
違反点数(事業者)	2点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。